

住宅用太陽光発電設備等共同購入事業業務仕様書

この住宅用太陽光発電設備等共同購入事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、住宅用太陽光発電設備等共同購入事業（以下「本事業」という。）の内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「連携事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

1 事業名

住宅用太陽光発電設備等共同購入事業

2 事業の目的

和歌山県（以下「県」という。）では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。

本事業は、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池（以下「住宅用太陽光発電設備等」という。）の購入を希望する県民（以下「購入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すこと等により、住宅用太陽光発電設備等の普及拡大を図ることを目的とする。

3 事業の概要

(1) 事業の概要

本事業は、購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すこと等により、住宅用太陽光発電設備等の普及拡大を図る事業である。

県は、県が有する広報媒体等を活用して、本事業に関する広報等の支援を行う。

(2) 事業の流れ

連携事業者は、以下の事項を実施することで、購入希望者と施工事業者を仲介し、事業を円滑に実施する。

ア 連携事業者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集する。

イ 連携事業者は、購入希望者数等を集約し、事前に設定した選定基準を満たした施工事業者に設置予想件数等の情報提供を行う。

ウ 連携事業者は、選定基準を満たした施工事業者を対象として、住宅用太陽光発電設備等の設置費用に関して入札を実施することで、安全及び確実かつ安価な価格で設置できる施工事業者を決定する。

エ 連携事業者は、施工事業者の決定後に、購入希望者に対し事前見積りを提示する。

オ 連携事業者は、施工事業者に対し、次の内容を実施させる。

- ・ 現地調査等の実施
- ・ 購入希望者に対する最終見積りの提示

- ・住宅用太陽光発電設備等の購入意思確認
- ・各種申請及び住宅用太陽光発電設備等の設置

カ 連携事業者は、施工事業者の工事が妥当なものか確認するため、状況調査等により施工管理を行う。

(3) 事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和7年2月頃
施工事業者の決定	令和7年3月頃
購入希望者の募集終了	令和7年9月頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和7年10月頃

なお、上記スケジュールについては、連携事業者決定後、県と調整することとする。

(4) 事業の実施地域

県内全域

4 業務内容

下記の内容について、随時県と協議の上、決定及び実施するものとする。

(1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。
- イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、業務管理について責任を負える者を選任すること。
- ウ 連携事業者により選定された施工事業者及び住宅用太陽光発電設備等の購入希望者からの問合せや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、各々において業務責任者を選任すること。
- エ 実施体制図（県、連携事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

(2) 事業実施スケジュール表の作成

- ア 事業実施スケジュール表を作成すること。
- イ 事業実施スケジュールにおいては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度において令和7年度の認定を取得可能なスケジュールとすること。
- ウ 事業実施スケジュールにおいては、広告の開始から工事完了までの応募スケジュールについて記載すること。

(3) 購入希望者へ提供する住宅用太陽光発電設備等のプラン作成について

- ア プラン作成については、「太陽光発電設備」と「蓄電池」の組み合わせを自由（太陽光発電設備が既設の場合は、蓄電池単体での設置も可）にできるよう作成すること。
- イ 住宅用太陽光発電設備等については、自己所有型に必ず対応すること。
- ウ 購入希望者へ提供する住宅用太陽光発電設備等の種類・性能等を示したプランを

作成すること。

エ プランは、購入希望者が選択しやすいよう、価格の低減等についてシンプルなプラン及び構成とすること。

オ 太陽光発電設備については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における発電事業計画の認定基準を満たし、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満のものとする。また、本県における気象条件や住宅事情等を考慮の上、決定すること。

カ 蓄電池は、災害(停電)時に宅内給電へ切り替える機能を有するものとする。

キ パワーコンディショナーは、単機能又はハイブリッドタイプとすること。(既設太陽光発電設備において、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナーに取り換える場合は、既設太陽光発電設備に影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。)

ク プランについては、協定締結後、県と協議の上、最終決定すること。

(4) 広告宣伝

ア 広告計画を策定し、広告対象及び方法については、県と協議の上、効果的なものを選択すること。

イ SNSやオンライン広告等を利用した宣伝広告を実施すること。

ウ 広告に県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ること。

エ 広報用の資料等を県に提供し、県が行う広報に協力すること。

オ 本事業について、報道機関等から取材の申込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得ること。

カ 購入希望者の募集期間中において、本事業に関心のある県民等に対して、説明する機会を設けること。

(5) ホームページの構築、運用等

ア 本事業に係るWebサイトの構築(PC及びスマートフォンに対応したもの)、運用及びメンテナンスを行うこと。

イ Webサイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。

ウ Webサイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ Webサイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと(県の許可を得た場合を除く)。

オ Webサイトにおいては、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるように構築することとし、アクセス状況について県へ報告すること。

(6) 施工事業者の選定等

ア 住宅用太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により選定するため、選定基準を作成の上、選定基準に基づき施工事業者の審査を行うこと。

- 選定基準については県と協議の上決定すること。
- イ アの選定基準を満たした事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。
- なお、県と協議の上、県内を複数のエリアに分けて、エリアごとに施工事業者を選定することも可能とする。
- ウ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。
- エ 施工事業者の選定に当たっては、県内の事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。
- オ 本事業への参入を希望する者に対し、十分な説明を行うこと。
- カ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、下記の要件を満たすこと。
- (ア) 連携事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。
 - (イ) 安定的かつ健全な財政能力を有すること（連携事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること）。
 - (ウ) 施工事業者が建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。
- なお、施工事業者が下請事業者を利用する場合も同様とする。
- (エ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険（生産物賠償責任保険等）に加入すること。
 - (オ) 施工期間中の工事に係る損害への保険（工事保険、請負業者賠償責任保険等）に加入すること。
 - (カ) 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望した場合に信販会社や銀行、その他金融機関を紹介できること。
 - (キ) 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。
 - (ク) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- キ 入札結果については、県へ報告を行い、プランごとの割引額、割引率及び施工事業者名等を公表すること。
- ク 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。
- (ア) 契約当事者について
 - (イ) 委託内容について

- (ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて
 - (エ) 工事完了期限及び完了報告について
 - (オ) 個人情報保護について
 - (カ) 連携事業者と施工事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて
 - (キ) 善良なる管理者の注意義務について
 - (ク) 規定外事項について誠実に協議する旨について
 - (ケ) 裁判管轄について
 - (コ) 関係法令の遵守について
 - (サ) 連携事業者と施工事業者間の責任区分の明確化について
- ケ 施工事業者から、役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でない旨の誓約書を受領すること。
- コ 施工事業者には、機器の引き渡し時において、取扱い（通常時・停電時）、保守点検・故障の際の対応、廃棄に関する説明を行わせること。
- サ 事業に伴う責任は、連携事業者又は施工事業者が負うものとし、県は負わないものとする。
- シ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、施工事業者に誠意を持って対応させるとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、連携事業者へ報告させること。
- ス 施工事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合には、連携事業者が適切に対処し解決するとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告すること。
- セ 苦情やトラブル等については、シ、スで作成した記録を付して、速やかに県へ報告すること。
- ソ 施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。
- (7) 住宅用太陽光発電設備等の施工及び検査
- ア 連携事業者は、住宅用太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。
 - イ 施工事業者には、業務の実施に当たって業務責任者を選任させること。
 - ウ 施工事業者には、工事を監理する者として、下記の条件を満たす者を選任させること。
 - (ア) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。
 - (イ) 住宅用太陽光発電設備等の施工業務に従事した経験があること。
 - (ウ) 住宅用太陽光発電設備等の知識を有すること。
 - (エ) 業務の実施について専門的な知見を有すること。

エ 連携事業者は、施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。

オ 第三者機関においては、次の要件によること。

(ア) 住宅用太陽光発電設備等について点検及び検査事業を行っている者であり、知識を有すること。

(イ) 施工事業者と利害関係にないこと。

(ウ) 検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

(8) 問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、連携事業者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については、全てコールセンターで対応すること。

ウ コールセンターで対応した問合せ及び苦情の日時、内容等を記録し、苦情については、県に報告するとともに、工事内容に関するものについては、施工業者に適切に対応させること。

エ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者の研修を行うこと。

オ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

カ コールセンター以外への問合せ及び苦情があった場合についても対応すること。

キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

(9) アンケート調査の実施

ア 購入者を対象としたアンケート調査票の作成、回収及び集計を行うこと。

イ アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。

また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

(10) リスク管理

本事業の実施に伴い、連携事業者の責めに帰すべき事由において発生したリスクについては、連携事業者が責任を負うこととし、連携事業者は、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

5 実績報告書の提出等

連携事業者は、次のものについて取りまとめ、令和8年6月30日（火）までに、県に提出すること。

なお、協定期間の延長があった場合は、全ての施工工事完了後、遅滞なく再度、提出すること。

(1) 実績報告書

購入希望者数及び契約数、広告宣伝の実績、アンケート集計結果、工事完了報告等の

事業実施状況等について記載すること。

(2) 広告宣伝に係る作成物及びその電子データ

6 その他

(1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と連携事業者が協議した上で決定すること。

(2) 県から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、報告すること。

(3) 連携事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

(4) 連携事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に下記の事項を明示すること。

ア 連携事業者は、県を代理する権限を有するものではないこと。

イ 県が連携事業者の資力・信用を保証するものではないこと。

(5) 連携事業者は、本業務に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、事業実施期間中及び事業終了後を問わず、第三者に漏えいしてはならない。ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においてはこの限りではない。

(6) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。